**平成２１年（フ）第１７６号**
山口県柳井市阿月1111番地１
債務者　大崎　美絵
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２１年（フ）第１７７号**
山口県熊毛郡平生町大字大野南110番地の１
債務者　山下由加里
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２１年（フ）第２６５号**
神奈川県横須賀市鴨居２丁目10番Ｅ―103号
債務者　福山　郁夫
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第３１１号**
神奈川県横須賀市佐原１丁目１番45号　猪腰マンション201
債務者　村上　洋子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第３１９号**
神奈川県横須賀市津久井２丁目３番10―302号
債務者　郡司　　誠
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第３２０号**
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｃ―507号
債務者　丸山　　正
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第８３号**
長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁１番地541
債務者　上田　繁子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２１年（フ）第２７１号**
福島県いわき市好間町北好間字下ケ屋敷１番地の104
債務者　手塚　孔一
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２１年（フ）第２７２号**
福島県いわき市好間町北好間字下ケ屋敷１番地の104
債務者　手塚　幸子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２１年（フ）第３５８号**
北海道釧路郡釧路町別保９丁目15番地
債務者　佐藤　寿江
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２１年（フ）第３７１号**
釧路市若竹町４番15号　ハイツナカタニ１階５号室
債務者　村上　　徹
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２１年（フ）第３７３号**
釧路市駒場町３番21号
債務者　安田　浩司
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２１年（フ）第３７４号**
釧路市鶴野東２丁目６番16号　ソワクレール・Ｓ202号
債務者　斉藤　良二
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２１年（フ）第３７７号**
釧路市美原１丁目43番454号
債務者　荻野　亜矢
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２１年（フ）第３７８号**
釧路市武佐４丁目23番３号
債務者　鎌田　竜一
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２１年（フ）第３８０号**
釧路市昭和南５丁目17番７号
債務者　田畠　忠紀
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２１年（フ）第３８１号**
北海道川上郡標茶町開運９丁目19番地
債務者　中島　政人
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所